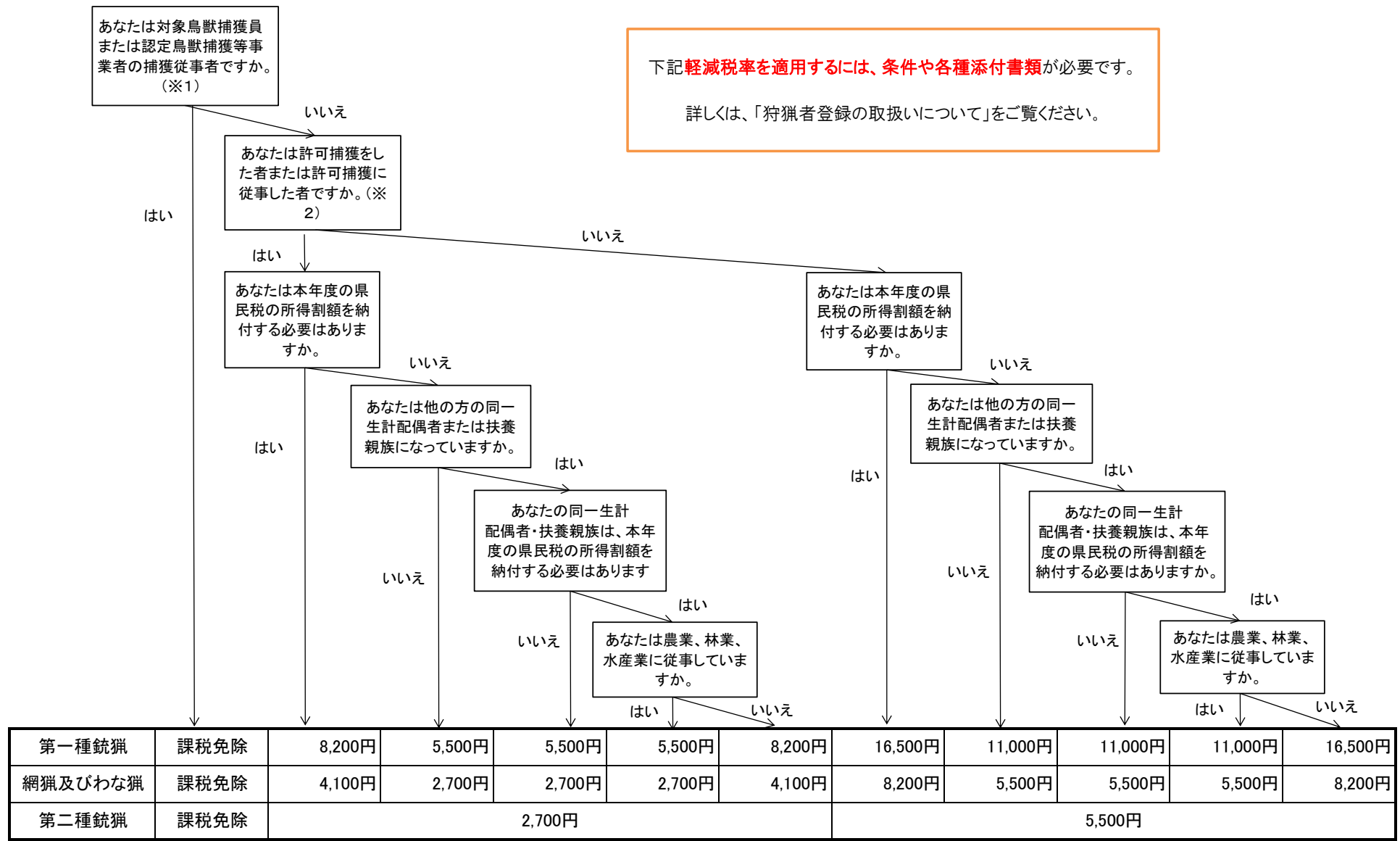


# 「狩猟税」税額区分表

下記 **軽減税率を適用するには、条件や各種添付書類**が必要です。  
 詳しくは、「狩猟者登録の取扱いについて」をご覧ください。



第一種銃猟	課税免除	8,200円	5,500円	5,500円	5,500円	8,200円	16,500円	11,000円	11,000円	11,000円	16,500円
網猟及びわな猟	課税免除	4,100円	2,700円	2,700円	2,700円	4,100円	8,200円	5,500円	5,500円	5,500円	8,200円
第二種銃猟	課税免除	2,700円					5,500円				

上記とは別に、狩猟者登録手数料が1件につき **1,800円 必要**となります。(狩猟税が課税免除の場合でも必要となります。)

※1 対象鳥獣捕獲員は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第2項に該当する者、認定鳥獣捕獲等事業者は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の5第2項第1号に規定される者を指します。

※2 許可捕獲をした者または許可捕獲に従事した者とは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可(許可の目的は、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系にかかる被害の防止等の目的に限る。)を受けてその捕獲等を行った者または許可を受けた者の従事者としてその捕獲等に従事した者を指します。